

1. 保存活用の現状

(1) 札幌市が行う文化財の保存活用に向けた取組み

札幌市では、国や北海道と連携しながら、所有者や市民とも一体となって、市民の貴重な財産である文化財を保存し、効果的な公開と活用を図りながら次の世代に継承していくための取組みを進めてきました。

平成26年度に策定された「札幌市文化芸術基本計画」では、札幌の貴重な文化遺産・自然遺産を大切に保存し、まちづくりに積極的に活用していくことで次の世代への橋渡しを行うことを目標に掲げ、「文化遺産の保存と活用」を重点取組事業と位置付けています(H31年度改定予定のため要調整)。

1) 文化財の保存、復元等の取組み

ア 文化財建造物の保存、復元等

- 札幌市が所有する文化財建造物について価値あるものとして後世に伝えるため、個々の文化財建造物の価値をしっかりと見極め、その価値を損ねないよう活用・展示方法や保存・修理の方針を慎重に検討した上で、計画的な保存・活用工事を行っています。

<近年の主な保存・活用等工事>

【旧札幌農学校演武場（時計台）】

平成30年度に損傷の激しかった外壁等の修理工事を実施しました。引き続き、展示内容を含めた内部の保存活用工事について検討します。

【豊平館】

平成24年度から平成27年度にかけて、耐震改修を含む保存修理及び文化的価値を高めるための創建当初の姿への復元と、それに伴う諸機能の移設やバリアフリー機能を付加するための附属棟を建設する、保存活用工事を実施しました。

【旧永山武四郎邸及び旧三菱鋳業寮】

平成28年度から29年度にかけて、主に旧三菱鋳業寮の耐震化や、スロープ及び多目的トイレの新設、展示の整備などの保存活用工事を実施しました。

イ 無形文化財の保存伝承

- アイヌ民族の伝統行事であるアシリチェプノミ（儀式の中で行われる「アイヌ古式舞踊」は国指定無形民俗文化財）、市指定無形文化財丘珠獅子舞の保存伝承活動に対する支援を行っています。
- アイヌ文化の保存・継承・振興と市民理解の促進のため、アイヌ文化交流センターを中心とした普及啓発活動を行っています。

ウ 埋蔵文化財の保存

- 埋蔵文化財センターを設置し、埋蔵文化財保護及び保護思想の普及啓発のため、市

内の埋蔵文化財包蔵地分布図の公開し、土木工事等事業者との事前協議や現状保存等の取扱いに関する指導等を行っています。

- ・ 埋蔵文化財包蔵地の有無、所在の範囲等を確認するための所在調査や試掘調査、埋蔵文化財の適切な保存・管理・活用のために脆弱遺物の保存処理等を行っています。

2) 文化財に関する情報発信、普及啓発に関する取り組み

ア 情報発信

- ・ 札幌の文化財に関する冊子や文化財施設のパフレットなどを作成・配布するほか、公式ホームページによる、インターネットを通じた文化財情報の提供を行っています。

イ 普及啓発等

- ・ 文化財保護指導員による文化財普及のための市民講座を実施しています。
- ・ ふるさと文化百選の選定により、市内の文化財についての普及啓発を図っています。
- ・ 区や地域ごとの文化財の選定やPR活動（「北区歴史と文化の八十八選」、「とよひらふるさと再発見」等）を行っています。
- ・ 札幌市生涯学習センター「ちえりあ」等を拠点とした、札幌の歴史や文化をテーマにした講座等を実施しています。
- ・ 小・中学校の社会科や総合的な学習の時間において、札幌や地域の歴史や文化について理解を深めるための学習を行っています。
- ・ 区や町内会などで開催される地域の歴史・文化に関する講座やイベントなどを支援することで、地域の文化財の魅力発信や保存継承を促進しています。
- ・ 札幌市が運営する博物館類似施設において、札幌の歴史・文化について理解を深めるための展示等を行っています。

ウ その他

- ・ 文化イベント（さっぽろキャンドルナイト、カルチャーナイト）で文化財施設を活用する取り組みを行っています。
- ・ 図書館等が収蔵する札幌の歴史資料について、適正な保存と公開を行っています。

3) 文化財の公開・活用についての取り組み

札幌市文化財部所有の指定文化財15件（国指定4件、道指定2件、市指定9件）及び登録有形文化財2件について、維持管理を行うとともに、一般に公開しています。主要な文化財建造物については、効率的な管理運営や市民サービスの向上を目的として、指定管理者制度を導入しています。また、一部の施設については、郷土資料館運営などのため、郷土資料の保存団体等に貸付けを行っています。

ア 旧札幌農学校演武場（時計台）の公開及び活用

- ・ 日中は観覧施設として一般に公開し、札幌農学校や塔時計の歴史等を紹介する資料展示を行うほか、夜間はコンサートなどを行う多目的ホールとして公開、活用して

います。

- ・ 敷地内にエンレイソウ等の北国の草花を植栽し、時計台を訪れる人々に紹介しています。

イ 豊平館の公開及び活用

- ・ 日中は「建物そのものをミュージアムとして楽しんでもらう」というコンセプトのもと、豊平館の歴史や魅力などを体感する観覧施設として、夜間は結婚披露宴やコンサートなど様々な用途に利用できる貸室施設として公開、活用しています。
- ・ 指定管理者の企画・運営により、豊平館の歴史・文化に係る講座やイベントを実施しています。

ウ 旧札幌控訴院（札幌市資料館）の公開及び活用

- ・ 文化と観光の両面から今後も維持・活用すべき魅力を有する建築物であることから、札幌国際芸術祭で使用することを契機に、札幌の文化芸術等の振興に寄与する施設としてリノベーションを行う方針を決定し、平成30年度には「札幌市資料館保全等整備計画」を策定しました。
- ・ 現在、館内に「おおば比呂司記念室」、「まちの歴史展示室」、控訴院時代の法廷を再現した「刑事法廷展示室」などの各種展示室を設けて公開しているほか、「ミニギャラリー」6室、「研修室」1室を貸しスペースとして供用しており、様々な文化芸術に親しむイベントの会場として活用されています。

エ 旧永山武四郎邸及び旧三菱鉱業寮の公開及び活用

- ・ 観覧施設として一般公開しながら、地域のイベント等の様々な用途に利用できる貸室施設としても活用しているほか、旧三菱鉱業寮内に、指定管理者の自主事業によるカフェレストラン「ナガヤマレスト」を設け、市民等の交流スペースとして活用しています。
- ・ 指定管理者の企画・運営により、市民が文化財に親しみ、その知識と理解を深めることができる場を提供することなどを目的とした、講座やワークショップ等の様々なイベントを実施しています。

オ 郷土資料館・郷土記念館等の運営支援

- ・ 札幌の開拓の歴史や先人の生活、文化等を理解する上で欠かすことができない貴重な資料を収集、保存・展示する各郷土資料館の支援を行っています。
- ・ 手稲記念館展示室については、札幌市が直接管理運営を行っており、札幌村郷土記念館は札幌市所有の市指定文化財「大友亀太郎関係歴史資料」を展示しています。

カ 埋蔵文化財センター及び丘珠縄文遺跡の運営、公開

- ・ 埋蔵文化財センター展示室にて、写真や模型等により札幌で1万数千年前から生活していた人々の様子等を分かりやすく解説しています。
- ・ ホームページによる市内の遺跡情報の発信を行っています。
- ・ 体験講座等のイベントの開催や、丘珠縄文遺跡体験学習館では「縄文土器づくり」・「縄文玉づくり」などの体験学習機会の提供及び市民参加型の発掘調査を開催して

います。

- ・ 丘珠縄文遺跡展示室では、同遺跡内で実際に見つかった土器の実物などを展示しています。

4) 法令による指定・登録等及び関連制度等による取り組み

ア 文化財保護審議会の設置

- ・ 文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議することを目的として、条例に基づく札幌市の附属機関として、文化財保護審議会を設置しています。
- ・ 文化財保護審議会では、文化財保護に関する事業計画について審議するほか、市の文化財指定及び国登録文化財の選定に向けた調査審議を行なっています。

イ 文化財保護法及び札幌市文化財保護条例による指定・登録

- ・ 文化財保護法及び札幌市文化財保護条例に基づき、市内に所在する文化財のうち、市にとって特に文化的価値が高いと認めるものを、市の文化財に指定し、適切な保存及び活用を図ることとしています。

<近年の指定実績>

H28. 7月 札幌独立キリスト教会文書

H30. 3月 旧札幌控訴院

- ・ 重要文化財以外の有形文化財で、その価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされると判断されるものについて、国に情報提供を行うことなどにより、文化財登録原簿への登録を促進することとしています。

<近年の登録例>

H31. 3月 札幌市旧三菱鉱業寮

ウ 関連制度による文化財や歴史的景観の保全や活用に向けた取り組み

- ・ 「北の自然・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる」を理念とし、札幌らしい良好な景観を形成するため、札幌市景観計画を策定し、歴史的建造物を含む景観資源の保全・活用や地域ごとの景観まちづくりを推進しています。
- ・ 都心において、容積率の緩和等に関する土地利用計画制度等の運用の考え方を明示することに加えて、開発を後押しする補助制度を併せて紹介することにより、建築物の建替え更新を促進し、第2次札幌市都市計画マスタープランや第2次都心まちづくり計画などの都心に関連する各種計画の目標実現に資する良好な民間都市開発を積極的に誘導するため、「都心における開発誘導方針」を策定し、容積率緩和にあたって評価する取組として、「景観資源配慮」や「既存建物活用」といった取組を位置付け、周辺の景観資源を積極的に生かした景観形成や地域の魅力向上に資する敷地内の歴史的な建造物などの保全・活用といった取組を評価することで、都心において、文化財の保全・活用にも資する良好な民間都市開発を積極的に誘導していくこととしています。

5) 文化芸術意識調査の実施

札幌市では、より効果的な文化芸術施策を実施していくために、文化芸術に対する市民の関心度やニーズ等のデータを広く収集することが不可欠であると考え、郵送による市民アンケート「文化芸術意識調査」を実施しています。

平成29年度の調査結果によれば、文化財や歴史的な価値のあるもの（歴史的資産）を保存し、活用していく取組みについて、「非常に大切だと思う」、「ある程度大切なことだと思う」と答えた市民の割合は、合わせて86.6パーセントであり、回答の傾向に性別や年代による顕著な差は見られませんでした。

上記回答の理由については、「貴重な建物・展示資料などはつくり出すことができない唯一無二のものだから」が最も多く、71.5パーセント。次いで「歴史的な事実を伝えるものとして、価値あるものだから」が66.4パーセント、「過去から未来へ受け継がれていくものだから」が63.5パーセントであり、文化財の適切な保存・継承が重要だと考える市民が大変多いことが分かります。同時に、「まちの魅力につながるから」、「歴史的な建造物等が保存活用されることにより、観光客などが増えるから」と答えた市民も2割超（22.9%、21.9%）おり、特に若い世代でそのように考える人の割合が高い結果となりました。

一方、文化財施設の認知度については10代～30代で特に低く、40代以上との間に大きな開きがあることが分かります。情報を取得する媒体として、30代まではホームページやSNSの利用率が高く、40代以上では新聞や広報誌の利用率が高い傾向も読み取れます。

さらに、札幌市が行う文化芸術や文化財等に関する取組みについての課題点や要望を自由記載で尋ねた結果を整理したところ、「情報発信」に関するものが193件と最多であり、次いで「文化芸術イベントの実施・参加機会の創出」が118件という結果が得られました。

これらのことから、多くの市民が文化財の保存・活用への取組みを重要なことと認識しているが、ターゲットに合わせた情報発信のあり方や、イベント等の効果的な機会創出については課題が多いことが見て取れます。

6) 郷土資料館の運営団体に対するアンケート・ヒアリング調査の実施

市内各地で特色ある貴重な文化財（郷土資料）の保存・活用の担い手である郷土資料館の運営団体が抱える課題等について把握するため、平成29年度にアンケート及びヒアリングによる調査を行いました。その結果「担い手となる人材の確保」を課題にあげた団体が非常に多く、構成員が高齢化する中、若い世代が活動への参入が進まない現状が明らかとなりました。また、学芸員等の専門知識を持った人への相談や、他の類似の活動団体との交流による情報交換を望む声があるものの、費用面の問題や情報の不足により、なかなかそうした関係性を築くことが難しいなどの意見も多く聞かれました。

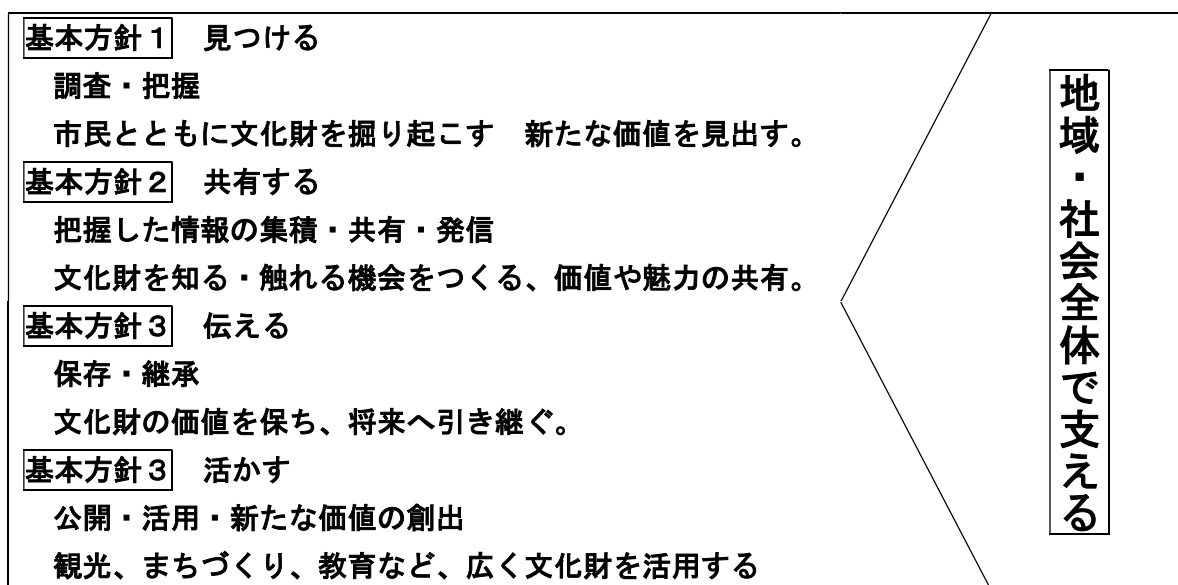
(2) 札幌市以外の行政機関、市民活動団体等による取組み

2. 保存活用の課題及び方針

(1) 基本的な考え方

前記「文化財の保存活用の現状」を踏まえて、札幌市の文化財の保存活用の課題及び方針について、文化財の調査・把握に関すること（見つける）、情報の集積・共有・発信に関すること（共有する）、保存・継承に関すること（伝える）、公開・活用等に関すること（活かす）の4つの観点から以下のとおり整理します。

指定・未指定に関わらず、地域のお宝なども含めた幅広い文化財について、それらを育んだ自然環境や歴史等の周辺環境を含め、活用しながら将来に引き継ぐため、行政や専門家、市民や企業等が一体となって取組むことで、地域・社会全体で支えていくことを基本的な方針とします。



(2) 課題及び方針

1) 基本方針1 見つける

札幌の文化財の調査・把握や、価値評価の取り組みについては、これまで、指定・登録等の対象になるものを中心に、主に行政が主体となって進めてきました。今後、指定や登録がなされていない文化財や、その周辺環境まで含めた文化財の総合的な保存や活用が図られるためには、こうした行政主導の取り組みに加え、市民や民間の関係者も主体となって地域の文化財の価値や魅力を発見し、それを市民や地域の財産として共有されるようになることが大切です。

① 総合的な文化財の調査・把握の継続

- ・ 指定・登録の有無に関わらない、文化財の総合的な保存・活用のため、必要となる文化財の調査や掘り起しを続けます。
- ・ 必要に応じ、既知の文化財について詳細調査や価値評価のための調査を実施し、保存活用方法の検討を行います。

② 市民参加の促進

- ・ 市民が地域の身近な文化財の魅力に触れる機会を通じ、地域ぐるみでの文化財の保存・活用や、掘り起しを行うことについての機運を高めます。
- ・ アンケートやワークショップ等のイベントを通じ、市民が知る文化財の情報収集を続けます。

2) 基本方針2 共有する

文化財の保存・活用を効果的に進めるためには、把握された文化財の情報が適切に管理されるとともに、必要な場合に必要の情報を利用できるようにしておく必要があります。これまで特定の関係者のみが保有されていた、指定や登録がなされていない文化財の情報についても広く集約し、市民や、文化財の保存活用に関わるすべての人に共有されるようになることが有効です。

また、文化財に関する情報については、文化財の魅力や大切さを広く市民や観光客に伝えるため、効果的に発信される必要があります。

① 情報の蓄積、共有の仕組みの検討

- ・ 把握、収集した文化財に関する情報の適切な管理に努めます。情報としての利用のし易さを意識した文化財の整理・分類のあり方について、検討を行います。
- ・ 図書館等が所蔵する札幌の歴史・文化に関する資料の適正な保存と公開を続けます。

② 効果的な情報発信

- ・ 文化財施設を紹介するパンフレットの作成・配布や、ホームページへの掲載、札幌の歴史や文化をテーマにした講座の実施など、情報の受け手を意識した発信を行います。
- ・ 平成29年度文化芸術基礎調査の結果から、実際に文化財を見たり、文化財に触れるなどの体験の機会を通じてその魅力を伝えることが出来るイベントの実施は、市民からの要望も多く、有効なツールと考えられるため、今後も積極的に企画・実施していきます。
- ・ 中島公園や永山記念公園等、園内に文化財施設が存する都心部の公園において、文化財と公園が連携したイベント等を実施することにより、双方の価値や魅力についての普及啓発に取り組めます。
- ・ 区や町内会などで開催される地域の歴史・文化に関する講座やイベントなどでの、地域の文化財情報の発信を促進する取組みを継続します。

③ ふるさと文化百選による地域の文化財の魅力の周知促進

3) 基本方針3 伝える

文化財が先人から受け継がれた市民共有の貴重な財産であることを認識し、文化財を健全な状態で将来に引き継ぐため、行政や市民、専門家等が一体となって連携しながら、必要な取組みを続ける必要があります。

特に、市民等が所有者である登録有形文化財（建造物等）、祭事や伝統芸能などの地域の人々の営みと密接に関わる無形の文化財、その他指定等がなされていない「地域のお宝」等の中には、その存在価値が十分に認識されないまま、所有者の高齢化や担い手不足などを背景として、消滅や散逸の危機にさらされているものも多いと考えられます。こうした文化財について正しく価値が認識された上で、将来に守り伝えて行くための取組みが求め

られています。

① 法令に従った文化財の適切な保存活用

- ・ 文化財保護法や札幌市文化財保護条例に基づく市有文化財の適切な保存活用を継続します。建造物である文化財について、価値を保ったまま将来に守り伝えて行くため、保存・修理の方針を慎重に検討した上で、計画的な保存・活用工事を行います。

② 国や北海道、専門家との連携

- ・ 国や北海道と協議・連携を密にし、札幌市文化財保護審議会の活用や、必要に応じて専門家の助言等も得ながら、市有文化財の適切な保存・継承に努めます。

③ 郷土資料館施設の計画的修繕等

- ・ 地域の担い手により郷土資料の保存や展示を行う郷土資料館について、地域の文化財の保存・活用になくはない施設であることから、計画的な修繕等がなされるよう努めます。

④ 指定・登録制度の適切な運用

- ・ 市内の文化財の適切な保存と活用を確保するため、文化財保護法や札幌市文化財保護条例による文化財の指定・登録制度の周知及び適切な運用に努めます。

⑤ 景観まちづくりと連動した取組み

- ・ 札幌市景観計画に基づく景観資源の保全・活用による景観まちづくりの推進と連携し、札幌市に残る歴史的建造物やまち並みの保全・継承による、良好な景観の形成を促す取組みを進めます。

⑥ アイヌ伝統文化の保存・継承等

- ・ 都心部の拠点におけるアイヌ文化についての情報発信や、札幌市アイヌ文化交流センターを中心としたアイヌ文化の普及啓発事業の展開をするとともに、国指定重要無形民俗文化財である「アイヌ古式舞踊」などのアイヌ伝統文化の保存・継承を支援します。

⑦ 文化財の防犯・防災についての取組み

- ・ 指定・登録文化財について、国の指導等に従い、札幌市の既存の防災計画とも連動しながら防犯・防災に向けた取組みを行います。
- ・ 指定や登録がなされていない文化財についても、地域においてその価値の周知を促進することで、地域による自主的な見守り等につなげます。

⑧ 民間の担い手による文化財の保存活用の促進

- ・ 文化財の保存活用にかかる費用についての課題解決のため、既存制度の情報収集や、民間によるクラウドファンディングの活用等の先進事例の検証を行います。
- ・ 地域や保存活用に取組む団体等において、新たな担い手の確保が課題となっており、こうした人材の確保を促進します。
- ・ 建築基準法等の法制面での規制に関する課題について、国や北海道の動向把握及び地域における情報収集を行い、課題の把握と対策を検討します。

4) 基本方針4 活かす

本市における文化財の活用事例は、従来、指定や登録がなされた文化財建造物についての観覧施設としての公開が主でした。今後はこうした取組みにとどまらず、法令や制度の

枠組みを超え、様々な主体が、観光や教育、地域の活性化などの広範な分野において文化財を有効活用し、文化財の適切な保存、普及啓発、活用について、一体感を持って取り組む必要があります。

① 主要な文化財建造物の指定管理者と連携した適切な保存活用

- ・ 札幌市が所有し、指定管理者制度を導入した文化財施設の運営については、引き続きそれぞれの施設の指定管理者とよく連携し、来館者に対するサービスの向上や、札幌の文化財の価値や魅力を発信する拠点としての機能の充実を目指します。

② 観光資源としての文化財の活用促進

- ・ 国内外を問わず、個人旅行化が進んでいる背景から、多様なニーズに応えられる札幌ならではの観光資源の発掘や魅力の向上が求められており、札幌市としても、観光コンテンツとしての文化財の活用を促進します。
- ・ 文化財施設と宿泊・商業施設等の中で、観光客の動態・購買情報を共有、分析することによる、効果的な観光プロモートを目指します。
- ・ 札幌の歴史・文化の魅力を体感するまち歩きコースの設定、公開を目指します。
- ・ 歴史・文化への関心が高い外国人観光客に対する、外国語パンフレットや冊子の作成・配布や、インターネットを通じた情報発信を検討します。

③ 文化財を通じた学びの充実

- ・ 札幌市文化財保護指導員による、札幌の歴史や文化についての出前講座の継続と充実を目指します。
- ・ 生涯学習センター等を拠点として市内各地で実施される、歴史・文化をテーマとした講座やプログラムを継続し、市民が札幌の歴史・文化を分かりやすく、楽しく学べる機会の提供を続けます。
- ・ 小中学校における札幌の歴史・文化や地域の文化財についての学習に関する取り組みを続けます。

③ 札幌の歴史や文化の魅力を活かし、高める市民活動等の活性化

- ・ 市民アンケートやワークショップで発見、収集された「地域のお宝」について、シンポジウム等のイベントでのPRを通じ、これらを地域の魅力を高める活動につなげる機運を醸成します。
- ・ 歴史や文化の伝承やまち歩きなど、文化財の保存・活用と関連が深い市民活動等の活性化を促します。

3. 保存活用を推進する体制整備の方針

文化財の保存・活用に関わる、所有者や専門家、企業等や市民と行政が連携し、文化財の保存活用を推進する必要があります。それぞれの主体が果たす役割は以下のとおりです。

また、民間の活動主体が抱える様々な課題の解決を促す仕組みが必要です。文化財の保存・活用に技術やノウハウ、学芸員やヘリテージマネージャー・ヘリテージコーディネーター、札幌市景観アドバイザー等の専門家が提供する支援等について情報収集し、ホームページやイベントの場などで活用事例等の発表を行うなどの取組みを通じ、課題解決の手法等の周知を図ります。

関係主体	役割
所有者（保存活用を担う管理者を含む）	・文化財の保存活用の主体、または保存活用への理解者、協力者となる。
専門家	・文化財の保存・活用に関する専門知識を提供する。 ・価値評価の支援。 ・保存活用を行う個人や団体、行政の支援。
企業等	・文化財の保存・活用に対する資金や場の提供。
市民	・文化財の調査・掘り起し、情報発信の担い手。 ・地域での活動を通じて文化財を利活用する主体。 ・文化財に興味関心がある層については将来的な保存・活用の担い手になることが期待される。
行政	・文化財の調査や保存活用に関する計画の策定、情報の蓄積。 ・文化財保護制度の適切な運用。 ・関係者の連携を支援し、文化財の保存・活用に関する活動の輪が広がりを促す。 ・文化財情報の普及啓発、保存活用の機運醸成。